

市町村合併推進体制整備費補助金要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>(通則)</p> <p>第1条 市町村合併推進体制整備費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項の市町村の合併（以下「市町村の合併」という。）に関し、同条第2項の合併市町村（以下「合併市町村」という。）が実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、<u>法の下で行われた市町村の合併を円滑に推進</u>することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 <u>総務大臣は、法の適用を受ける市町村の合併により新たに設置され、又は他の</u></p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 市町村合併推進体制整備費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、<u>平成11年8月6日付け自治事務次官通知により作成した「合併推進要綱」を踏まえた取組を積極的に行うために都道府県が実施する体制整備に必要な経費の一部、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項の市町村の合併（以下「市町村の合併」という。）に関し、その準備又は同条第2項の合併市町村（以下「合併市町村」という。）が実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、<u>法の期限である平成17年3月31日までに市町村の合併を円滑に推進</u>することを目的とする。</u></p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 <u>総務大臣は、下記に掲げる事業を実施するに当たり、都道府県及び関係する市</u></p>

市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村に対し、当該市町村が法第3条第1項の市町村建設計画に基づいて行う次項に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を、当該市町村の市町村建設計画の期間内に、予算の範囲内で交付するものとする。

町村に対し、以下に掲げる本項各号の各々の予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 都道府県体制整備費補助金

合併推進要綱を踏まえた取組を積極的に行うために都道府県が実施する体制整備、住民の啓発、調査計画等（以下「体制整備事業」という。）に必要な経費に対する補助金（以下「体制整備費補助金」という。）

(2) 合併準備補助金

平成11年度以後に設けられた法第3条第1項の合併協議会（以下「合併協議会」という。）を構成する市町村が実施する市町村の合併の準備に係る事業（以下「準備補助事業」という。）に必要な経費に対する補助金（以下「合併準備補助金」という。）

上記の準備補助事業には、当該合併協議会が行う、同項に規定する市町村建設計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他の市町村の合併の準備に係る事業を含むものとする。

(3) 合併市町村補助金

合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う第6項に規定する事業（以下「合併補助事業」という。）に要する経費に対する補助金（以下「合併市町村補助金」という。）

2 体制整備費補助金については、都道府県に対し、交付するものとする。

3 合併準備補助金については、前項に規定する市町村に対し、一回に限り交付するものとする。

4 合併市町村補助金については、平成17年3月31日までに行われる市町村の合併

<p><u>2 前項の事業とは次の各号に掲げるもので、市町村の合併に伴いその必要が生じたものをいう。ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に経費の一部を負担し、又は補助している事業は除く。</u></p> <p>(1) 合併市町村において統一的に業務を遂行する上で必要となり、かつ、合併市町村の行政運営の合理化又は効率化に資する事業</p> <p>(2) 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業</p> <p>(3) 公共施設相互間の連携の強化に関する事業</p> <p>(4) 合併市町村の区域内における人的・物的交流の促進を図るために必要な事業</p> <p>(5) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な事業</p>	<p><u>により新たに設置され、又は他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村に対し、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く二年度に限り交付するものとする。</u></p> <p><u>5 平成10年度以前において設けられた合併協議会について、平成11年度以後に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6に規定する当該合併協議会を設ける市町村の数の増減又は当該合併協議会の規約の変更により、当該合併協議会の組織に実質的な変更が加えられたと認められるときは、総務大臣は、第1項第2号の規定にかかわらず、合併準備補助金を交付することができる。</u></p> <p><u>6 第1項第3号の事業とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に経費の一部を負担し、又は補助している事業は除く。</u></p> <p>(1) 合併市町村において統一的に業務を遂行する上で必要となり、かつ、合併市町村の行政運営の合理化又は効率化に資する事業</p> <p>(2) 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業</p> <p>(3) 公共施設相互間の連携の強化に関する事業</p> <p>(4) 合併市町村の区域内における人的・物的交流の促進を図るために必要な事業</p> <p>(5) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な事業</p>
--	---

(6) その他総務大臣が必要と認める事業

3 総務大臣は、補助事業の実施に当たり特に必要と認められる場合に限り、第1項の規定にかかわらず、合併市町村が法第11条の2第1項第3号に基づき、補助事業に充てることを目的として設けた基金の積立てに要した経費に対し、補助金を交付することができる。

4 前項により補助金を交付する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該地方債の償還期間内に交付を行うことができる。

(補助金の額)

第4条 合併市町村に交付することができる補助金（前条第4項により交付する場合を含む。）の総額は、別表の左欄に掲げる合併関係市町村（法第2条第3項の合併関係市町村をいう。以下同じ。）の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる合併関係市町村ごとの金額を合算した額を上限とする。

2 この要綱による改正前の市町村合併推進体制整備費補助金要綱（平成13年5月18日付け総務事務次官通知。以下「旧要綱」という。）第3条第1項第3号の合併市町村補助金は、前項に定める補助金の総額に含めるものとする。

3 補助金の額は定額とし、その単年度交付決定額の上限は、第1項に定める総額の上限から、交付を受ける年度より前の年度までに交付を受けた補助金の額を差し引いた

(6) その他総務大臣が必要と認める事業

(補助金の額)

第4条 前条第1項第1号の体制整備費補助金の額は、平成13年3月19日付け総務事務次官通知により各都道府県知事が指定した合併重点支援地域に係る取組状況等を総務大臣が総合的に勘案し、決定するものとする。

2 前条第1項第2号の合併準備補助金の額は定額とし、その交付決定額の上限は一の市町村につき500万円とする。

3 前条第1項第3号の合併市町村補助金の額は定額とする。ただし、合併市町村補助金の単年度交付決定額の上限は、別表の左欄に掲げる合併関係市町村（法第2条第3項の合併関係市町村をいう。以下同じ。）の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる合併関係市町村ごとの金額を合算した額とする。

4 合併市町村補助金の交付に当たって、特

額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別途総務大臣の定める期日までに別記様式第1による交付申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助事業に要する経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」と

に必要と認めるときは、総務大臣は、市町村の合併が行われた日の属する年度から当該年度に続く二年度までの間に、一の年度の補助の合計額が単年度交付決定額の上限の三倍に相当する額を超えない範囲で当該市町村に対し交付することができる。この場合において、当該市町村に対して交付することができる合併市町村補助金の総額は、単年度交付決定額の上限の三倍に相当する額を超えない範囲とする。

(交付の申請)

第5条 第3条第1項1号の体制整備費補助金、同項第2号の合併準備補助金又は同項第3号の合併市町村補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする都道府県並びに市町村（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別途総務大臣の定める期日までに別記様式第1による交付申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（準備補助事業に必要な経費又は合併補助事業に要する経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をい

いう。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第6条 総務大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 総務大臣は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第2項本文により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 総務大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 総務大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた市町村(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決

う。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第6条 総務大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 総務大臣は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第2項本文により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 総務大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 総務大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた都道府県並びに市町村(以下「補助事業者」という。)は、

定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に別記様式第3による交付申請取下届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第4による計画変更承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する額を変更しようとするとき。ただし、10%以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- ・補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より効率的な補助目標達成に資するものと考えられる場合
- ・補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 総務大臣は、前項の承認をする場合にお

補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に別記様式第3による交付申請取下届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第4による計画変更承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 体制整備事業に必要な経費、準備補助事業に必要な経費又は合併補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10%以内の流用増減を除く。

(2) 体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- ・補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より効率的な補助目標達成に資するものと考えられる場合
- ・補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合

(3) 体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 総務大臣は、前項の承認をする場合にお

いて、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業遅延の届出)

第9条 補助事業者は、補助事業が交付申請書に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5による補助事業遅延報告書を総務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の場合において、補助金の交付の決定に係る国の会計年度を超えて事業を継続しようとする場合は、前項の報告を別記様式第5の2による繰越報告書により行うものとし、当該会計年度の3月31日までに総務大臣に報告しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は補助事業の遂行及び支出状況について総務大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6による状況報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、当該事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月

いて、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業遅延の届出)

第9条 補助事業者は、体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業が交付申請書に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5による補助事業遅延報告書を総務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業の遂行及び支出状況について総務大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6による状況報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、当該事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日か



10日のいずれか早い日までに別記様式第7により、当該事業の成果を記載した補助事業実績報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 総務大臣は、補助金に係る第1項の実績報告を受けたときは、自主的な市町村の合併の推進に資するため、直ちにその結果を公表するものとする。

(補助金の額の確定等)

第12条 総務大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別記様式第8により通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

ら起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第7により、当該事業の成果を記載した補助事業実績報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 総務大臣は、合併市町村補助金に係る第1項の実績報告を受けたときは、自主的な市町村の合併の推進に資するため、直ちにその結果を公表するものとする。

(補助金の額の確定等)

第12条 総務大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別記様式第8により通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9により速やかに総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 総務大臣は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9により速やかに総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 総務大臣は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、体制整備事業、準備補

正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 総務大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 総務大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等が

助事業又は合併補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 総務大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 総務大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等が

あるときは、第11条に定める報告書に別記様式第10による取得財産等明細表を添付しなければならない。

- 4 総務大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち施行令第13条第4号及び第5号の規定により、総務大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第11による財産処分承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金に係る経理)

第18条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、総務大臣の要求があったときは、い

あるときは、第11条に定める報告書に別記様式第10による取得財産等明細表を添付しなければならない。

- 4 総務大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち施行令第13条第4号及び第5号の規定により、総務大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第11による財産処分承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金に係る経理)

第18条 補助事業者は、体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、

いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助金調書)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式12による調書を作成しておかなければならない。

(補助事業の検査等)

第20条 総務大臣は、適正化法第23条の規定に基づき補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、職員をして検査等をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票(様式13による。)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(義務の承継)

第21条 市町村の合併により補助事業者が消滅した場合においては、当該市町村の合併により新たに設置され、又は他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、この要綱に基づく一切の義務を承継するものとする。

総務大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助金調書)

第19条 補助事業者は、体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式12による調書を作成しておかなければならない。

(補助事業の検査等)

第20条 総務大臣は、適正化法第23条の規定に基づき補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、職員をして検査等をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票(様式13による。)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(義務の承継)

第21条 市町村の合併により補助事業者が消滅した場合においては、当該市町村の合併により新たに設置され、又は他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、この要綱に基づく一切の義務を承継するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成13年5月18日から施行する。

(削除)

(別表)

(金額は千円単位)

合併関係市町村人口	
～ 5,000(人)	60,000
5,001～ 10,000(人)	90,000
10,001～ 50,000(人)	150,000
50,001～100,000(人)	210,000
100,001～ (人)	300,000

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成13年5月18日から施行する。

(失効)

第2条 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

(別表)

(金額は千円単位)

合併関係市町村人口	
～ 5,000(人)	20,000
5,001～ 10,000(人)	30,000
10,001～ 50,000(人)	50,000
50,001～100,000(人)	70,000
100,001～ (人)	100,000